

風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正検討事項

風俗営業および特定遊興飲食店営業に係る「遊興」とは、
異性間における享樂的雰囲気その他の享樂的雰囲気において遊び、興じることであって、
その雰囲気が過度にわたる場合には善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、
又は少年の健全な育成に障害を及ぼすこととなるおそれがあるものをいうものとする。

(第二条の規定による改正後の第二条第一項第一号および第十一項関係)